平成２２年（フ）第４９７８号
大阪府大東市明美の里町16番１号
破産者　秋吉　和男
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８３号
大阪市中央区上町１丁目12番15号メゾン上町403号
破産者　渡邉　静子（旧姓谷）
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９２号
大阪市平野区喜連西２丁目２番１―703号
破産者　保永　行夫
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９３号
大阪市平野区喜連西２丁目２番１―703号
破産者　保永　一美
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８０号
大阪市中央区上町１丁目12番15号　メゾン上町403号
破産者　渡邉　敏秋
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７８号
大阪府八尾市山本町北７丁目３番33―101号
破産者　大石陳列製作所こと　大石　寛重
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７９号
大阪府八尾市山本町北７丁目３番33―101号
破産者　大石　淳子
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９８号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番50―607号
破産者　影山　政光
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９９号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番50―607号
破産者　影山ツズミ（旧姓合田）
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７号
大阪市鶴見区横堤４丁目11番31号、前住所北海道砂川市西５条北６丁目１番17号
破産者　大浦地のり子（旧姓小野）
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０号
大阪市平野区瓜破西２丁目２番23号
破産者　ウイングデザインルームこと　西本　禧夫
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９１号
大阪市生野区桃谷５丁目11番23号
破産者　金山秀雄こと　金　　秀雄
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３０号
神戸市須磨区白川台７丁目８番地の１　齊藤方、前住所大阪市此花区島屋２丁目９番47―703号
破産者　久保　全史
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９２号
大阪府豊中市東豊中町３丁目18番20号
破産者　オケダニットこと　桶田　清幸
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９３号
大阪市平野区平野市町２丁目４番29号
破産者　富士　博之
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９６号
大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―1402号
破産者　田中　順二
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１８号
堺市南区原山台１丁７番５―107号
破産者　西川生花店こと　西川　　實
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１９号
堺市南区原山台１丁７番５―107号
破産者　西川　縫惠
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１５号
堺市中区土塔町2017番地24、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590番地の１　２―210号
破産者　マジョーレこと　信岡　珠生
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５３号
堺市堺区北三国ヶ丘町６丁４番20号　つくし荘35号、前住所堺市北区新金岡町２丁２番12―105号
破産者　小林　幹典
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係